

仕 様 書

1 業務名

森林経営管理意向調査業務（8-2）

2 目的

広島市域内の経営管理が行われていない森林において、広島市が経営管理権集積計画を策定するためには、対象地域の森林の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する関係権利者全員（以下、「森林所有者」という。）の同意を得る必要がある。このため、本業務は、森林経営管理法第5条に規定する経営管理意向調査（以下、「意向調査」という。）を行い、経営管理権集積計画を策定するための基礎資料を作成するものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

4 対象地域及び業務数量

安佐北区安佐町大字鈴張 54 林班、56 林班、57 林班、58 林班、59 林班、61 林班、62 林班、63 林班、64 林班、65 林班、66 林班、67 林班、68 林班、69 林班、70 林班、71 林班、72 林班、73 林班、74 林班、76 林班、77 林班、79 林班、81 林班、83 林班（位置図のとおり。）において森林経営計画がない森林（ただし、公有林、生産森林組合が所有する森林、保安林のうち治山事業で森林整備計画がある森林及び部落有林は除く。）

林班	54	56	57	58	59	61	62
面積 (ha)	36.83	2.05	14.74	11.98	21.55	13.00	22.83
筆数 (筆)	170	2	48	27	77	47	77
登記名義人 (人)	37	2	27	19	29	20	30
相続人等を含む意向調査対象者 (人)	48	3	51	26	48	36	67

林班	63	64	65	66	67	68	69
面積 (ha)	8.43	6.26	25.14	7.17	9.86	14.09	30.95
筆数 (筆)	14	10	76	33	48	25	68
登記名義人 (人)	9	7	36	17	24	13	20
相続人等を含む意向調査対象者 (人)	12	12	92	30	46	17	28

林班	70	71	72	73	74	76	77
面積 (ha)	9.62	8.17	5.50	13.70	1.13	8.36	14.14
筆数 (筆)	21	19	12	53	9	33	32
登記名義人 (人)	13	7	6	17	6	20	17
相続人等を含む意向調査対象者 (人)	38	10	5	35	5	35	22

林班	79	81	83	合計
面積 (ha)	6.11	22.19	11.20	325.00
筆数 (筆)	19	85	52	1057
登記名義人 (人)	13	33	26	448
相続人等を含む意向調査対象者 (人)	23	49	49	787

※ 相続人等を含む意向調査対象者リストは契約締結後に開示する。

面積は更正面積である。

登記名義人及び相続人等を含む意向調査対象者の合計人数は、林班ごとに重複する人数を除いた人数である。

5 業務内容

(1) 意向調査

所有森林の有無及び経営管理に関する意向を把握することを目的とした経営管理に関する意向調査を以下の要領で実施すること。

ア 所有者別地番リスト（発送リスト）の作成

意向調査対象森林地番リストを基に、相続人等を含む意向調査対象者名簿から名寄せ処理を行い、森林所有者ごとに地番リストを作成する。また、地番リスト及び意向調査の回答を基に所有者ごとの郵便番号、住所、氏名、ふりがな、電話番号、所在、地番、地目、面積、樹種、意向調査発送日及び返送日を整理すること。なお、氏名や住所に訂正がある場合は適宜修正すること。

イ 意向調査票等の作成

(ア) 意向調査票及び意向調査票の記入例は、様式1を基に作成すること。

(イ) 森林所有者の森林経営管理制度等に対する理解を深めるとともに意向調査への協力を促進するため、様式1を基に以下の資料を作成すること。

- a 森林管理に関する意向調査への依頼文
- b 森林経営管理制度等に関する説明資料

ウ 意向調査票等の発送

(ア) 以下の資料を1封筒に封入し、レターパック、簡易書留等により森林所有者へ確実に届くように発送すること。また、意向調査票の回収先は受注者とする。

なお、意向調査は、戸別訪問にて実施してもよいこととする。

- a 森林管理に関する意向調査への依頼文
- b 森林経営管理制度等に関する説明資料
- c 意向調査票
- d 意向調査票の記入例
- e 返信用封筒
- f 個別相談会に関する案内文

(イ) 意向調査票等の発送に当たり、以下の業務を実施すること。

- a 管理番号の作成（鈴張8－林班番号－意向調査票対象者番号）
- b 宛名ラベルの作成
- c 発送・返信用封筒の準備
- d 返送先の印刷及び切手等の準備
- e 意向調査票、依頼文及び説明資料等の印刷発送の手配
- f 発送の手配

エ 個別相談会の開催

森林経営管理制度等について周知するとともに、森林所有者1人1人に対応した意向調査書の回収を兼ねた個別相談会を広島市内の施設において2回開催する（1回4時間程度）。なお、以下の事務等は受注者が行い、施設借上料が必要な場合は受注者負担とする。

(ア) 開催案内の送付及び説明会への参加を希望する森林所有者との連絡調整

(イ) 会場の予約等

(ウ) 説明会の設営及び運営

(エ) 説明、森林所有者1人1人の施業プランの提案及び意向調査票の回収の対応

(カ) 対応表の作成

オ 未回答者への督促

回収率の向上を図るため、意向調査票の回答期限経過後、未返信者に対し、発注者が示す様式により意向調査の再依頼を行うこと。

カ 森林所有者への対応

森林所有者からの問合せ等については受注者が対応し、その内容及び対応結果は発注者と随時共有すること。

(2) 意向調査結果の集計及び分析

ア 意向調査の集計結果は、意向調査結果の集計表（様式2）に以下の要領で入力すること。

(ア) 調査対象森林の林班、所在、地番、地目、更正面積、所有者、所有者住所を入力すること。

(イ) 土地登記事項証明書を基に、各地番の登記面積(m²)及び登記名義人の氏名を入力すること。

また、共有林の場合は持分も入力すること。ただし、筆界未定の森林は、境界調査の結果に基づく測量面積(m²)を登記面積の項目に入力し、備考欄に「筆界未定地」と記載すること。

(ウ) 意向調査票の回答を入力し、備考欄には意向調査対象者からの問合せ事項などを簡潔に記載すること。

イ 意向調査結果の分析は、以下の要領で行うこと。

(ア) (2)アで作成した意向調査結果の集計表を基に、意向調査概要（様式3）を作成すること。

(イ) 1人以上の森林所有者から意向調査票の返送があった森林について、返送結果を「全ての森林所有者から返送があった森林」及び「一部の森林所有者から返送があった森林」に区分し、林班図上で色分けして図示すること。

(ウ) (イ)のうち、広島市へ経営管理の委託希望があった森林について、委託希望状況を「全ての森林所有者から委託希望の回答があった森林」及び「一部の森林所有者から委託希望の回答があった森林」に区分し、林班図上で色分けして図示すること。

(エ) (ウ)のうち、集積可能と思われる森林の位置を林班図上に図示すること。

ウ 広島県が公表する「意欲と能力のある林業経営者」のうち、経営管理実施権の設定を希望する区域が広島市となっている林業経営体に対し、経営管理実施権設定希望調査票（様式4）及びイ(エ)で作成した資料を送付し調査票への回答を依頼すること。

6 貸与資料

(1) 調査対象森林の地番リスト、森林計画図、森林簿

(2) 土地登記事項証明書、相続関係説明図及び住民票等

(3) 意向調査対象者リスト

(4) 上記のほか、受注者との協議により貸与可能な資料があれば追加する。

7 成果品の納品について

(1) 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

成 果 品	形 式	数 量	備 考
業務報告書	PDF・ 紙ベース	2部	1つのファイルに まとめて納品する こと。
意向調査の発送者リスト			
意向調査結果の集計表（様式2）			
意向調査概要（様式3）			
返送結果を示した図面			
委託希望状況を示した図面			

集積可能と思われる森林の位置を示した図面			
経営管理実施権設定希望調査票（様式4）			
電子データ（一式）	CD-R	2部	エラーチェック及びウイルス対策を実施すること。

(2) 納品期限

令和9年2月26日

(3) 納品場所

広島市安佐北区深川八丁目30番12号

公益財団法人広島市農林水産振興センター 農林部農林振興課

8 関係法令等

本業務は、委託契約書及び本仕様書によるほか、次の関係法令等を参照し実施すること。

- (1) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）
- (2) 森林経営管理施行令（平成30年政令第320号）
- (3) 森林経営管理法施行規則（平成30年農林水産省令第78号）
- (4) 森林法（昭和26年法律第249号）
- (5) 森林法施行令（昭和26年政令第276号）
- (6) 森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）
- (7) 森林経営管理制度に係る事務の手引（平成30年12月公表、令和4年4月改訂）
- (8) 林地台帳及び地図整備マニュアル（平成28年10月7日付け28林整計第228号）
- (9) 林地台帳及び地図運用マニュアル（平成29年3月30日付け28林整計第407号）
- (10) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (11) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）
- (12) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (13) 地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）
- (14) 地理情報標準プロファイル（国土交通省国土地理院）
- (15) 広島市公共測量作業規程
- (16) 公益財団法人広島市農林水産振興センター個人情報保護規程
- (17) その他関係法令、規則、通達等

関係法令等が履行期間中に変更となった場合は、最新版を適用する。ただし、発注者の承諾を得た場合又は指示を受けた場合は、この限りではない。

9 危機管理

(1) 品質管理及び情報セキュリティ

受注者は、本業務を遂行するに当たり、適切な品質管理を行い、必要な技術的能力の向上に努め、その品質管理に努めなければならない。

(2) 守秘義務

受注者は、本業務の遂行上知り得た事柄を第三者に漏らしてはならない。守秘義務については、本業務が完了した後、又は契約が解除された後も同様に以下の事項を遵守するものとする。

ア 作業を行う部屋の特定制と室外持出禁止

作業を行う部屋は固定し、入室管理及び施錠できること。

イ パソコン等使用時の措置

- (g) パソコンを使用する場合は、ID 又はパスワードによって業務従事者のみがデータ入力及び閲覧できる措置を講じること。
- (h) 入力した個人情報等は、本業務後に確実に消去すること。
- (i) 個人情報等の保管方法
発注者から貸与された個人情報等は、鍵のかかるロッカー等に保管すること。
- (j) 個人情報等の受け渡し
個人情報等の移動は、安全かつ確実な方法で行うこと。
- (k) 業務従事者の教育・指導
本業務を履行するに当たり、発注者が求める守秘義務に万全を尽くすように、受注者は業務従事者の教育及び指導を徹底すること。

(3) 諸事故の処理

受注者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について、受注者の責任において解決するとともに発生原因、経過、損害の内容を速やかに発注者へ報告し、発注者の指示を受けなければならない。

(4) 身分証明書

受注者は作業の実施に当たり、身分証明書を常時作業員に携帯させるとともに、森林所有者等と摩擦や紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に努めなければならない。

10 その他

- (1) 本業務の実施に当たり、受注者は契約締結後速やかに実施計画書（工程表、業務実施者名簿）を作成し、発注者に提出して承認を得ること。
- (2) 業務完了後は速やかに委託業務実施報告書を提出すること。
- (3) 業務委託設計数量に変更がある場合は委託契約金額を変更するものとする。
- (4) 現場責任者は、技術士（森林部門に限る）、林業技士、林業普及指導員、林業改良指導員のいずれかの資格を有する者とする。
- (5) 本業務を遂行する上で知り得た個人情報は、個人情報保護法及び公益財団法人広島市農林水産振興センター個人情報保護規程に則り適切に管理すること。
- (6) 本仕様書に疑義が生じた場合、又は定めがない事項については、その都度、発注者と協議するものとする。また、受注者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに発注者に報告、協議を行い、その指示を受けること。

問2 問1で2、3、4のいずれかと回答された方にお尋ねします。

2の共有者や3の貸付者、実際の所有者の名前や連絡先がお分かりであれば以下に記入してください。

問3 問1で1、2のいずれかと回答された方にお尋ねします。

調査対象森林の現在の見回りや手入れの状況について、次の中から当てはまるものに○をつけてください。

- 1 自分で見回りや手入れを行っている。
- 2 見回りは自分でやっているが、手入れは森林組合又は他の人に委託してやっている。
- 3 見回りも手入れも森林組合又は他の人に委託してやっている。
- 4 自分で見回りはやっているが、手入れは行っていない。
- 5 特に見回りも手入れも行っていない。

問4 問1で1、2のいずれかと回答された方にお尋ねします。

将来的な調査対象森林の見回りや手入れについて、次の中から当てはまるものに○をつけてください。

- 1 森林経営管理制度を活用して広島市に経営管理を委託したい。
- 2 自分で見回りや手入れをしたい。
- 3 自分で専門業者を選び、見回りや手入れを委託したい。
- 4 特に見回りも手入れも行わない。
- 5 その他 ()

問5 問4で1と回答された方にお尋ねします。

意向調査の結果、「広島市に経営管理を委託したい。」と希望された方の森林にまとまりがない等の理由から、広島市では、森林の経営管理の委託を受けることが出来ない場合があります。

広島市域の森林整備を推進するため、森林整備を行うことの出来る「意欲と能力のある林業経営者(※1)」に、あなた様の回答内容(住所、氏名、電話番号、回答等の個人情報)を提供することについて意向をお伺いいたします。

- 1 同意する。
- 2 同意しない。



※1 「意欲と能力のある林業経営者」とは、広島県が定める要件を満たした林業経営体です。
【広島県HPアドレス：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/86/iyokunituite6.html>】

調査項目は以上です。ご協力ありがとうございました。

なお、この調査はあくまで森林の所有者の確認と森林管理に関する意向を把握することを目的として行うものです。

また、この調査に関しご質問等がありましたら、下欄にご記入ください。(後日、担当者からご説明をさせていただきます。)

管理番号：

問2 問1で2、3、4のいずれかと回答された方にお尋ねします。

2の共有者や3の貸付者、実際の所有者の名前や連絡先がお分かりであれば以下に記入してください。

政ノ木△△の貸付者
森林 二郎
広島市中区国泰寺町一丁目6番24号
082-504-2249

問3 問1で1、2のいずれかと回答された方にお尋ねします。

調査対象森林の現在の見回りや手入れの状況について、次の中から当てはまるものに○をつけてください。

- 1 自分で見回りや手入れを行っている。
- 2 見回りは自分でやっているが、手入れは森林組合又は他の人に委託してやっている。
- 3 見回りも手入れも森林組合又は他の人に委託してやっている。
- 4 自分で見回りはやっているが、手入れは行っていない。
- ⑤ 特に見回りも手入れも行っていない。

問4 問1で1、2のいずれかと回答された方にお尋ねします。

将来的な調査対象森林の見回りや手入れについて、次の中から当てはまるものに○をつけてください。

- ① 森林経営管理制度を活用して広島市に経営管理を委託したい。
- 2 自分で見回りや手入れをしたい。
- 3 自分で専門業者を選び、見回りや手入れを委託したい。
- 4 特に見回りも手入れも行わない。
- 5 その他 ()

問5 問4で1と回答された方にお尋ねします。

意向調査の結果、「広島市に経営管理を委託したい。」と希望された方の森林にまとまりがない等の理由から、広島市では、森林の経営管理の委託を受けることが出来ない場合があります。

広島市域の森林整備を推進するため、森林整備を行うことの出来る「意欲と能力のある林業経営者(※1)」に、あなた様の回答内容(住所、氏名、電話番号、回答等の個人情報)を提供することについて意向をお伺いいたします。

- ① 同意する。
- 2 同意しない。



※1 「意欲と能力のある林業経営者」とは、広島県が定める要件を満たした林業経営体です。
【広島県HPアドレス：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/86/iyokunituite6.html>】

調査項目は以上です。ご協力ありがとうございました。

なお、この調査はあくまで森林の所有者の確認と森林管理に関する意向を把握することを目的として行うものです。

また、この調査に関しご質問等がありましたら、下欄にご記入ください。(後日、担当者からご説明をさせていただきます。)

管理番号：

(様式3)

令和 年 月 日

森林経営管理意向調査概要

1 経営管理意向調査を実施した筆数及び面積

安佐北区安佐町大字鈴張 林班において森林経営計画がない森林(ただし、公有林、生産森林組合が所有する森林及び保安林のうち治山事業で森林整備計画があるものは除く。)

林班全面積 (更正面積)	左のうち調査面積			
	登記全部事項 地籍	森林簿 更正面積	森林資源解析 データ	調査面積 (登記+筆界 未定実測)
ha	m ²	ha	ha	ha

対象面積	スギ・ヒノ キ面積	筆数	登記名義人数	相続人等を含む意向調査 対象人数
ha		筆	人	人

受託者

契約金額 円

契約期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日

2 経営管理意向調査の結果 (令和 年 月 日から令和 年 月 日)

(1) 回答

発送数	返送数	返送率
通	通	%

(2) 現在の管理状況 (見回り、手入れ)

区分	1 自分で 実施	2 見回り自分 手入れ委託	3 委託	4 見回りのみ 手入れ無	5 しない	6 回答無	計
面積							
筆数							
名義人数							
調査者数							

(3) 将来的な管理方法に関する意向

区分	1 市	2 自分	3 業者	4 しない	5 その他	6 回答無	計
面積							
筆数							
名義人数							
対象者数							

(4) 集積可能と思われる森林

筆数	面積	スギ・ヒノキ面積	対象者数

3 森林所有者から申し出のあった筆数及び面積

4 分析等（集計結果・考察）令和 年 月

○意向調査の目的

森林経営計画制度による市内民有林の適正な管理と整備を進めるために、山林所有の実態の把握と所有者の意向などの情報収集を行い、経営管理権集積計画を定めるか否かの判断や今後の進め方を検討する。

○調査時期

調査票発送 令和 年 月 日

回答締切 令和 年 月 日

（その後、催促状を 通発送し、 月 日まで随時受け付け）

○調査対象山林面積 ha

（公有林、広葉樹林、部落有、相続人多数の森林を除く主に人工林）

○調査対象山林所有者 人（社・法人等を含む）

うち市内 人（ %）

うち安佐北区内 人（ %）

うち安佐町内 人（ %）

うち市外 人（ %）

○質問項目

問1 対象山林の所有者であるかの確認（所有、所有していない、わからない）

問2 所有者でない場合、対象山林の現在の所有者（管理者）を知っていれば記入

問3 対象山林の管理や手入れの状況（自分で実施、委託で実施、していない）

問4 対象山林の今後の経営や管理について

① 自分でする（委託はしない）

●今後の進め方

令和9年度以降の進め方

- (1) 未回答者などの状況調査を集計結果……となったことから、
考察としては、(令和9年度以降、再度実施するのか、又その対応状況はどうするべきか)。
- (2) 令和8年度末までの調査結果により、経営管理権集積化計画を策定するか否かを正式には、今後、令和9年度初旬までには判断することとなるが、現時点では、〇〇と考える。
- (3) 経営管理権集積化計画を策定しない場合は、個々の森林を広島市で受託管理すべきなのか、あるいは、林業事業体に斡旋していくのか等、又その準備をどう実施する必要があるのか。
- (4) 相続人多数の森林はどうするべきか。
- (5) 部落有林については、所有者の探索及び確定が必要か否か。
- (6) 広島市が集積し、林業事業体に再委託する森林整備(除伐・保育間伐が主)を令和9年度から開始(目標)する必要がある。

経営管理実施権設定希望調査票（様式4）

記入年月日

林業経営体名

問1 経営管理実施権の設定を受けることを希望しますか。

ア 希望する → 問2、問3も御回答ください。

イ 希望しない → 理由（ ）

問2 問1にて「ア 希望する」と回答した場合のみお答えください。

施業内容は（複数回答可）

ア 収入間伐を実施した後、主伐
（主伐した場合、スギ・ヒノキを植栽し、植栽後10年以上の保育は必須）

イ 主伐のみ

ウ 収入間伐のみ

エ 路網整備

オ その他（ ）

問3 問1にて「ア 希望する」と回答した場合のみお答えください。

希望する場合の期間及びその理由は

ア 収入間伐の後、一定期間（5年以上）後、主伐を検討していることから30年

イ 主伐のみであることから20年

ウ 収入間伐のみであることから15年

エ 長期間での森林整備を考えていることから50年

オ 上記以外の年数、理由

（ ）

問4 森林整備事業（人工林健全化推進事業等）の施業地として斡旋（森林所有者情報の提供）を希望しますか。

ア 希望する

イ 希望しない